

## 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」について

### 1 国民保護法の目的

国民保護法は、事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）と相まって、武力攻撃事態<sup>※1</sup>又は緊急対処事態<sup>※2</sup>（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

※1 武力攻撃事態…「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」

- 例) ①地上部隊が上陸する攻撃  
 ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃  
 ③弾道ミサイルによる攻撃  
 ④航空機による攻撃

※2 緊急対処事態…「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」

- 例) ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
 ・原子力発電施設等の破壊、石油コンビナート・都市ガス貯蔵施設等の爆破  
 ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
 ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、新幹線等の爆破  
 ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
 ・放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入  
 ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態  
 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、国が定める基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。

### 3 都道府県国民保護計画及び市町村国民保護計画

都道府県知事及び市町村長は、国の基本指針等に基づき、国民保護法第 34 条 1 並びに第 35 条 1 に定める都道府県の国民保護計画又は市町村の国民保護計画を作成することとされている。

- ・青森県国民保護計画(平成 18 年作成 平成 22 年変更)
- ・青森市国民保護計画(平成 19 年作成)

### 4 市町村国民保護協議会

- (1) 市町村の区域にかかる国民保護措置等に関し、広く住民の意見を求め、国民保護措置等に関する施策を総合的に推進するため、市町村国民保護協議会を置くこととされており、市町村長は、国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ協議会に諮問する。
- (2) 市町村国民保護協議会は、市町村長が会長を務め、法（国民保護法第 40 条）で定める者の中から市町村長が委員を任命する。また、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

- ・青森市国民保護協議会条例(平成 18 年制定) [別紙1]

### 5 市町村国民保護(緊急対処事態)対策本部

国民保護対策本部を設置すべき閣議の決定があった旨の通知を受けた市町村長は、市町村国民保護計画で定めるところにより、市町村国民保護対策本部を設置する。市町村国民保護対策本部は、市町村長が本部長を務め、法（国民保護法第 28 条）で定める者を本部長に充てる。対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

- ・青森市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成 18 年制定) [別紙2]